

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(米原市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	間田	芻	650-1	田	770	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
2	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	間田	芻	653-1-- -A--1	田	1,278.11	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
3	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	間田	芻	653-1-- -B	田	222.89	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
4	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	今中	837	田	1,435	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
5	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	今中	838-1	田	467	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
6	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	今中	839-1	田	566	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
7	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	今中	841-1	田	1,178	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
8	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	村ノ内	473-3-- -A--1	田	2.71	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
9	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	村ノ内	473-3-- -B	田	5.18	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
10	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	村ノ内	473-4-- -A--1	田	137.08	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
11	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	村ノ内	473-4-- -B	田	132.92	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
12	株式会社 TPF	滋賀県長浜市	米原市	野一色	町道	238	田	1,193	使用貸借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	-	-
13	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	寺倉	長谷町	647	田	1,223	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	寺倉	長谷町	648	田	2,392	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	世継	北浜	1243-1	畑	295	賃借権	普通畑	R5.9.1	R15.8.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	世継	北浜	1245-1	畑	518	賃借権	普通畑	R5.9.1	R15.8.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	入江	善積	784	田	1,527	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	飯	南鹿替	1296	田	2,051	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	8,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	有限会社 親和	滋賀県米原市	米原市	番場	西勝	2795	田	1,340	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき